

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
株式会社ムラカミ緑化	北海道上川郡新得町屈足柏町東1-1

2 指名停止期間

全省庁統一資格 林産物の売払

平成28年3月24日～平成28年4月23日（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

（株）ムラカミ緑化は、平成26年8月26日に十勝西部森林管理署東大雪支署と契約した「ニペソツ担当区1124い1・に1・ほ・ほ1・ち・ち1林小班」における立木伐採において、隣接する林小班を売払伐区と誤認し立木（198本、123.01m³）の伐採を行った。

このことは「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」別表第13号（不正又は不誠実な行為）に該当する事実があるため。

〈参考〉

「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」（抜粋）

平成26年12月4日 26林政政第338号 林野庁長官通知

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間
（不正又は不誠実な行為） 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）